

I 減損、繰延税金資産、特別損失など コロナ禍の影響に関する 会計処理のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

待鳥 益男

【この章のエッセンス】
● 会計上の見積りにあたっては、外部からの情報源に基づいた客観的な情報や、企業自らの情報に基づき一定の仮定を置く必要がある。
● ASBJ 議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が参考になる。

の、企業によっては依然として将来の業績を予測することが困難な場合もある。そのため、2022年3月期の期末決算におけるコロナ禍の会計処理に係る論点(繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損、特別損失等)の留意点について解説する。本章では、会計基準等について次の略称を用いて解説する。

・企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下、「企業会計基準24号」という)

・企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」(以下、「減損会計基準」という)

・企業会計基準適用指針6号「固定資

産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、「減損適用指針」という)

・企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下、「回収可能性適用指針」という)

・監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」(最終改正2021年8月19日)(以下、「改正監基報540」という)

・企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「見積り開示会計基準」という)

また、本章は2022年2月18日時点における情報をもとに記載しており、今後、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)、日本公認会

計士協会(以下、「JICPA」という)などにおいて、何らかが検討され公表された場合については、その内容を確認されたい。

なお、本文の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

会計上の見積り(総論)

(1) 2020年6月のASBJ 議事概要

企業会計における会計上の見積りとは、企業会計基準24号において、「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」(企業会計基準24号4項(3)と定義されている)。

決算を行ううえではさまざまな項目について会計上の見積りが必要となるため、会計上の見積りを行うにあたっては、ASBJ 議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(2020年4月10日)の図表1の箇所が参考になると考えられる。

はじめに

新型コロナウイルス感染症は発生から2年程度経過しており、コロナ禍での事業活動について一定程度の経験・実績が蓄積されつつあるもの